

Go To 商店街事業

緊急事態宣言中の事業の取扱いに関するよくあるお問い合わせ（5月14日時点）

採択済の事業者様

- 1 停止期間に実施予定の「集客を伴う商店街イベント等」は全て停止しなければならないのでしょうか。

本対応は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあると認められ、国から緊急事態宣言が発出されたところ、全国一律に新型コロナウイルス感染症の感染対策を強化する必要があります。

そのため、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等は全て停止することと致します。

- 2 「集客を伴う商店街イベント等」は具体的に何を指すのでしょうか。

一般的に、イベント等を実施することにより、外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等を指します。例えば、抽選会、謎解きイベント、スタンプラリー等のほか、イルミネーション等の外出を促す事業は、「集客を伴う商店街イベント等」に該当し、停止期間においては、実施できないこととなります。

- 3 オンラインイベントは、実施可能でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、実施可能です。

- 4 商材開発やプロモーションは、実施可能でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、実施可能です。ただし、商材開発が停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」と切り離せない事業である場合、プロモーションが停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」の告知をするものである場合、停止する必要があります。

- 5 停止措置の対象である「集客を伴う商店街イベント等」について、オンラインイベントへ変更することは可能でしょうか。

事務局へ「実施計画変更申請」をし、その承認が得られれば、変更が可能です。事前に事務局の承認を得る必要がありますので、詳しくは事務局までご相談ください。

6 停止措置の対象である「集客を伴う商店街イベント等」について、事業内容を見直すことにより、事業に要する費用が増加します。契約上限額以上の経費は支払ってもらえるのでしょうか。

契約条件に則り、契約上限額以上のお支払いはできません。

審査停止中の事業者様

1 応募したところ、いまだ採否の連絡を受けていないのですが、どのような取扱いとなるのでしょうか。

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、審査を一時停止し、採否の判断を保留としております。審査再開などを含め、取扱状況に変化があった場合は、HPにてお知らせさせていただくとともに、事務局より対象の事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

2 集客を伴わない事業（オンラインイベントやプロモーション、商材開発等）も審査停止の対象となるのでしょうか。

同時期に申請を受理しているにもかかわらず「集客を伴わない商店街イベント等」のみを先行して審査することは、審査の公平性に欠けるため、一律、全ての事業の審査を一時停止し、採否の判断を保留することとしております。

審査再開など、取扱い状況に変化があった場合は、HPにてお知らせさせていただくとともに、事務局より対象の事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

3 所在している地域が緊急事態宣言の対象地域外ですが、その場合も、審査停止の対象となるのでしょうか。

緊急事態宣言は、「全国的かつ急速なまん延により甚大な影響を及ぼす恐れがある状況」と判断されたため発出されたものであり、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染対策を強化していく必要があるため、全国一律の対応とさせていただきます。

4 既に応募しているのですが、取り下げし、事業実施期間を見直した上、再申請することは可能でしょうか。

本事業の応募については、12月24日（木）をもって募集を終了させていただきましたので再申請はできません。

以上